

NPO／市民活動の政治活動規制をめぐる三層の論点：さいたま市民活動サポートセンターの直営化条例によせて

2015年12月1日

関西学院大学法学部教授 ボランティアリズム研究所運営委員長 岡本仁宏

「さいたま市民活動サポートセンター」（以下サポセン）は、認定特定非営利活動法人さいたまNPOセンターが2007年以來の指定管理者である。2015年度末には、2回目の指定管理の期限が切れることになっており、次の指定管理者の選考手続きが進んでいた。しかし、2015年10月にさいたま市議会で議員立法として一時的な直営化条例（（サポセン条例の指定管理に関する）「第18条の規定は、センターの管理を指定管理者に行わせるための管理の基準その他の必要な事項を定めるまでの間、適用しない。」）、が可決された。この条例の提案議員の議論には複数の論点があるが、「政治活動」をしている登録団体などがある、というのが主たる提案理由である¹。この改正条例に対しては日本NPOセンター始め全国50以上の中間支援団体から抗議の声が挙げられている。本稿の目的は、NPO／市民活動の政治活動規制をめぐる諸論点を、この問題を一つの事例としつつ、整理することである。私見では、この問題との関連において、NPO／市民活動に関する法規制について、少なくとも明確に三層に区分できる重要な論点がある。

論点1、条例についての誤解：「政治上の主義」「政治上の施策」の区別

サポセンは、二つの根拠条例を持つ。「さいたま市市民活動及び協働の推進条例」（平成19年3月15日）と、「さいたま市市民活動サポートセンター条例」（平成19年3月15日）である。今回の改正案は直接にはサポートセンター条例の改正案であるが、この条例は協働の推進条例の「市民活動」の定義を用いている。

この協働の推進条例の定義によれば、「市民活動」には、「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動」「特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動」が除かれている。

直営化条例の提案者には明確になっていないようであるが、ここでいう「政治上の主義」は、「政治上の施策」と対比された法律用語である。

『政治上の主義』とは、政治によって実現しようとする基本的・恒常的・一般的な原理・原則をいい、自由主義、民主主義、資本主義、社会主義、共産主義、議会主義というようなもの、『政治上の施策』とは、政治によって実現しようとする比較的具体的なもの、例えば公害の防止や自然保護、老人対策等（例えば、140-衆-内閣委員会-7号 平成9年5月29日答弁）というのが有権解釈である。

つまり、直営化提案議員が挙げている原発反対などの政治活動は「施策」への反対であって条例上「市

¹ 提案理由の部分の議事録は、2015年11月27日時点では公表されていないが、フラッシュプレイヤー動画が公開されている。6月時点での提案議員の同趣旨の発言は議事録で読むことができる。

民活動」から除外されていない。行政がちゃんと対応すれば、これで問題の決着はついたはずである²。

論点2、条例自体もおかしい：法人の「目的」・「主たる目的」規制と「活動」規制との区別と地方自治法
しかし、ほとんど議論されていないが、実は、この条例自体にも問題がある。本条例が、税制優遇など
関係ない市民活動団体すべてに認定特活水準の政治活動禁止を求めている、という点である。

説明しよう。条例の文言は、特定非営利活動促進法（以下特活法）の規定を援用している。

特活法では、特活法人は、「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること」（以下「推進等」）
を法人の「主たる目的」、政党・選挙活動を「目的」とすることができない。ということは、第一に、主
義の推進等も「従たる目的」であれば掲げ行うことができる。特活法人は別表に列挙されている「特定非
営利活動を行うことを主たる目的」としなければならない（第2条第2項）。したがって、第一に、「従
たる目的」が「宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること」であったり、「政治
上の主義」の推進等であることは、可能である。たとえば、震災被災者救援活動を行うことを主たる目的
とする団体が、その活動を通じて従たる目的として仏教の教義についての理解を深め広げることが掲げ
ても何ら問題がない³。

また、第二に、主義の推進等の「活動」も、さらに政党・選挙活動を含め「活動」も行うことができる、
ということである。定款上目的として掲げたり、事業計画書・事業報告書、予算・決算書類などにおいて、
また具体的なその団体の全体の活動状況から「目的」として判断されることになれば、単なる「活動」と
は言えない。団体がある候補の当落を目的とし組織的継続的に活動することと、その団体の特定非営利
活動の遂行において、有識者でもある議員を招いて開催したシンポジウムが結果として付随的に投票行
動に影響を与えることは全く異なる。さらに言えば、「個々の活動」ではなく、団体の様々な活動「全
体」の中でその団体の「目的」として見なされる形や程度で活動が行われているか、ということが問題で
ある。つまり、団体の目的についての制限規定と「活動」自体の禁止とは本質的に異なるのである⁴。周

² 指定管理制度は、正確には、「委託」関係ではなく「管理代行」の形である。行政は、法・条例に基づいて基本的な管理条件等を定め、それに基づいて指定管理者による管理がなされる。もし、違法・不当な管理運営がなされているのであれば、それを特定し、指定管理者の運用に問題があるのか、当初の条例自体に問題があるのかを明確にすべきであろう。改正条例によれば、従来は「管理の基準その他必要な事項」が定まっていなかったということであって、後者の理由である可能性がある。もし、これが「政治上の主義」「政治上の施策」の区別が不明確であって、「管理の基準」として使えないとして特活法の規定より一層踏み込んで市民団体や市民の政治活動を規制するのであれば、後に述べるように、第一に、市民の表現の自由を不当に制限するものになるのではないかと、という点で大きな危惧があるし、第二に、市民団体の活動の自由を制約する形でいかなる「協働」を作ろうとしているのか、その内実が問われることになるだろう。

³ さらに、「主たる目的」として「特定非営利活動を行うこと」が、同時に「主たる目的」として「政治上の施策」（「主義」ではない）を推進等する活動であり得るか、という問題もある。例えば、別表にある「十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動」を「主たる目的」である特定非営利活動とし、同性愛者の人権の擁護を目指して同性婚の推進を求めるという「政治上の施策の推進」を行う団体は特活法上認証を受けることが可能か、という問題である。少なくともこれを禁止する条文がない以上、認められる、というのが妥当であろう。なお、この場合、現行法上、政治資金規正法上の「政治団体」に該当することになるので、届出等が必要となる。ちなみに、この点は、イギリスのチャリティ法の解釈でも問題となっており、チャリタブル目的は同時に政治的目的足りえるか、という議論がなされている。

⁴ 第一に、「目的」と「行為」の相違は、法律上様々な文脈で問題となる一般的な区別である。

例えば、労働者が職場から離れるという行為があったとしても、単に息抜きに外に出た場合と、それが労働組合の本来の目的を追求するための争議行為としてなされている場合とでは、その行為の持つ法的意味は大きく異なってくる。第二に、団体の規制と行為・活動の規制とは全く異なる。特活法についての議論と、「市民活動」「市民公益活動」などの規制についての議論は、この二つの論点を考える必要がある。関連法の規定をめぐる議論も参考になる。

政治資金規正法では、「政治団体」の定義として、「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体」（3条1項1号）、「特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体」（同2号）という、「本来の目的」を要件にする部分と、別に、「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対する」（同3号1）、および「特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対する」

知のように、認定特活法人は、「論点1」で触れた点と同様、「政治上の施策」の推進等の「活動」は自由に行うことができる。しかし、「主義」推進等については、「活動」自体が禁止されている。このように、特活法人と認定特活法人との間には、法文上、明確な区別があることに注意する必要がある。

そして、認定特活法人レベルでの厳しい規制は、法人に対する税制上の優遇措置に付随するものと考えられている。ここでの問題は、そのような優遇措置とは全く関係のない、一般の市民活動の場を作りそれらを推進するという役割も持つ条例に、この厳しい禁止規定が盛り込まれていることである。

実は、このような条例の事例は、全国に広がっている。論点2の水準での「活動」規制はおろか、論点1の水準での「政治上の施策」の推進などまで、一括して「政治活動を目的とする活動は除く」などと表現する特活法の解説や市民活動推進条例やその「解説」などが往々にして見られる⁵。

(同3号2)「活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体」(同3号)、を含めている。

つまり、「本来の目的とする団体」と、「目的」という表現を含まない「主たる活動として継続的に行う団体」とに分けて規定している。もともとこの3号の規定は、制定時の3条2項に、「この法律において協会その他の団体とは、政党以外の団体で政治上の主義若しくは施策を支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する目的を有するもの」となっており、「目的」という表現が含まれていた。しかし、1975年(昭和50年)の改正によって、この「目的」という表現は使われなくなり、より限定されることになった。

他方、公職選挙法では、同時期にそれまで「政治団体」として政治資金規正法上の「目的を有するもの」という規定内容で解釈されてきていた部分が、政党その他の「政治活動を行う団体」(201条の5他)と表現が変えられた。この表現については法改正のときに激しい論戦が国会で行われた。この変更は、政治資金規正法改正による限定を受けないためになされたのであって、従来通り政治活動を行う「目的を有するもの」がこれに該当する、と国会での政府答弁などによって解釈されている。

このように、団体が「目的」を持つということと特定の「活動」や「行為」を行うこととは、法律解釈上、明確に区別される必要がある。

なお、ここで「目的を有する団体」という概念は、「活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体」よりも広く解釈されている。つまり、定款などに目的として記載されていることは必要なく、その活動実態において「主たる活動」として、つまり「分量的にみて、当該団体の活動の主たる部分を占めて」いなくても、かつ「組織的に、つまり「団体の意思決定に基づいて相当数の構成員が有機的に活動し、かつ「継続的に」、つまり「団体の性格、存立期間によって異なるが、通常年間を通じて活動し」ているという状態がなくても、「目的を有する」とされる可能性があることには注意する必要がある(政治資金制度研究会『逐条解説 政治資金規正法』(第二次改訂版)、ぎょうせい、2002年、50頁)。

なお、特活法における「ハ 特定の公職(略)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと」という表現は、周知のように、参議院で条文が修正され「ことを目的とする」という部分が挿入された。少し長いのが、以下に、当時の国会答弁(議員提出法案であるので、提案者の説明が重要であるので議員の答弁)によって、その趣旨を示しておこう。

「この『目的』という言葉を入れましたことによりまして、・・・結果的に、またあるいは偶発的に、そして付随的な形で公職者等を批判するというようなことは当たらないようにしよう。・・・言うならば、この法人の目的とは、つまりすなわち、定款で定められるような事業活動の範囲としてということでございます。そして、それによって特定の公職の候補者等を推薦、支持、これらに反対することが行われるものでない場合にこれに当たるのであるというごときでございます。ようなということでございますので、定款に定められるようなということから、實際上定款に書いてあるということよりは、客観的に、実態的に、そのようなものとして、目的として動いていたということがここで事後的に判断をされるということはやむを得ないかと思っております(山本議員(公明党)、参議院内閣委員会、98年3月17日)、「その活動というのは、その団体の行う個々の活動をつかまえて言うのではなくて、その活動の全体をつかまえて規定している」(海老原義彦(自民党)同委員会、同日)、とされている。

もちろん、ここには曖昧さがある。しかし、ポイントは、「個々の活動」ではなく、「定款で定められるような事業活動の範囲」、「活動の全体」から判断する必要があるということである。本稿の文脈では、この水準の違いがあることが明確になればよい。(他に、堀田力・雨宮孝子編『NPO法コンメンタル：特定非営利活動促進法の逐条解説』1998年、日本評論社、熊代昭彦『日本のNPO法—特定非営利活動促進法の意義と解説』、1998年、ぎょうせい、などを参照。)

⁵ 例えば、国税庁「認定NPO法人制度～導入編～」(<https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/denshi-sonota/npotebiki/pdf/01/02.pdf>)「認定のための手引き」《認定NPO法人制度の概要》(内閣府)(https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/kiso_ninteitituduki.pdf)では、フローチャートで「宗教活動及び政治活動は行っていない」を分かれ道として表記。全国の自治体が依拠する、内閣府「特定非営利活動促進法のあらまし」では、「この法律に基づいて、特定非営利活動法人になれる団体は、次のような要件を満たすことが必要」として、「宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと」とする。全国の自治体で、この表記にしたがって、「宗教活動や政治活動」について、政治上の主義と施策の区別なく表記している場合も多い。

もちろん、地方自治体がその決定に基づいて特定の類型に該当する市民活動を支援することそれ自体は、問題ではない。「協働」の内容によっては、そのような必要もあるであろう。しかし、問題は、幅広い市民の自発的な活動を支援したり、支援のために「公の施設」である会館や市民センターなどの利用促進をしたりする場合に、認定特活法人水準の政治活動規制を行うことが許されるか、妥当であるか、である⁶。

本来、地方自治法 244 条は「正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない」と定めており、さらにこの「正当な理由」についても「明らかに差し迫った危険の発生が具体的に予見されること」が必要という強い限定解釈が定着している（95 年泉佐野市民会館事件最高裁判決等）。とすれば、さいたま市の「協働の推進」条例をはじめとして多くの市民活動「推進」条例は、市民の「表現の自由」「結社の自由」を必要以上に不当に制限する可能性を持つものであって、当然憲法違反の可能性すらある。抑圧的条項が特活法の誤解・無理解によって市民活動「推進」条例に滑り込んでいる事態は、市民セクターの認識の甘さによって見逃されてきたといえるのではないか。

論点 3、特活法の規制も問題だ：「主義」「施策」区別の再考

さらに、そもそもの特活法上の「政治上の主義」「政治上の施策」の区別自体にも問題がある。

「政治上の主義若しくは施策」という一体表現は、戦後間もない 1948 年に政治資金規正法に導入された。その後、1952 年破壊活動防止法の審議の際、答弁上「主義」「施策」は区別された⁷が条文自体は「政

条例については、例えば、大阪市市民活動推進条例は「ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動」を「市民活動」の定義から除く。横浜市市民協働条例は、「市民等が行う市民公益活動」から「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動」を除く。ある意味では、先進的である「協働」条例は、次注で示すように単なる会館利用などよりも協働関係が拡大しているがゆえに、一層制限的になる論理的可能性が生まれてくる（つまり、行政による特定の政治団体や宗教団体の支援は許されないという論理）。

⁶ 自治体との「協働」条例の場合、自治体がたとえ「従たる目的」としてでも何らかの政治活動（主義および施策の推進等）（や宗教活動）を行う団体と、一般に「協働」することが可能か、という問題は、当然に提起されるだろう。

一般論としては、当然に可能である。政府も自治体も、活発な政治活動を行う公益社団法人である日本医師会や労働組合、様々な（「認定」でない）特活法人など様々な団体と「協働」を行っている。あえて言えば、例えば政治資金規正法の理解や普及、18 歳選挙権をめぐる政治教育の普及のために、政党と「協働」行動を行うことがあっても、それ自体は問題がない。ポイントは、協働の内容、それに至る手続きなどと合理的な関係を持つ制限かである。

例えば、地方自治体との「協働」についても、公の施設としての会館の利用などにおいて市民の多様な政治活動の表現に一定の便宜を図ることと、特定の行政目的をもった事業を推進するために委託契約を団体と結ぶこと、補助金・助成金などによって特定の活動を支援することなどは、当然に差があるのであって、後者について選挙活動を行う団体との「協働」については特段の注意や制限が必要になること自体は当然であろう。繰り返せば、問題は、あらゆる支援活動や協働活動を、一律に認定特活水準（あるいはそれに準ずる水準）で政治活動や宗教活動を排除する「市民活動」「市民公益活動」の定義によって否定することの是非なのである。例えば、宗教活動については、当然政教分離原則（憲法 20 条など）との関係がもちろん問題となる。しかし、例えば、防災や災害救援に関して、地域の寺社と、避難所の提供や救援備蓄物資の保管などについて協働することは否定されないであろう。一律に排除するのではなく、協働や支援の内容によって、また個々の団体の活動実態に即して、具体的に判断していくことが求められるであろう。

なお、条例上、政治上の主義の推進等の「活動」自体ではなく、それらを「目的とする活動」とか「主たる目的とする活動」を「市民活動」から排除したり、それらの活動を行う団体を排除する場合もある。この表現は、特活法第 2 条の規定を準用して同一であるように見えるが、実は異なる。

先に述べたように、特活法でこれらの表現を用いている第 2 条の規定は、「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する」、「特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する」ことを「主たる目的」としない、「目的」としないことを団体の認証要件にしているの⁷であって、「目的とする」「活動」を問題にしているわけではない。

もちろん、第 45 条の認定特活についての規定では、「活動」を行わないことが求められている点からすると、いくつかの条例のような「目的とする」「主たる目的とする」「活動」との間には表現上差異がある。しかし、この水準での差異化は特活法では行われていないことは明らかである。団体の全体の活動から判断して団体の認証条件をするという法の規定を、個々の活動の排除要件とすること自体において問題があることを確認する必要がある。

⁷ 政府委員検事（特別審査局次長）關之の答弁（13-衆-法務委員会-47 号 昭和 27 年 5 月 9 日）。

治上の主義若しくは施策」一体のままであった。

政治資金規正法の制定当時から、これらの表現のあいまいさは何度も指摘されてきた。しかし、それらの指摘にも関わらず、主義・施策の区別が法文上 98 年特活法に導入されることとなる。当時の流動的な政治状況の中で、特活法を実現するための工夫の一つであったことは明らかであるとしても、当時の審議においてもその不明確さは指摘されていた。

しかも、当初の「社会主義、資本主義、あるいは議会主義であるとか、または無政府主義」（1952 年）⁸などの例示に特活法審議では「自由主義、民主主義」まで加えられ（1997 年）⁹、単に「主義」が付けば憲法上の基本原則を含めて無制限に広げられる可能性を持ってきた。

環境主義や平和主義も「主義」が付く。主義・施策の区別はあいまいで専門家にも、当然一般市民にも分かりにくいし、解釈次第で大きな危険性を持つ。この分かりにくさは、今回の問題にも影響している。当面は、第一の論点を用いつつ、「政治上の施策」が禁じられていないということを確認すること自体は、必要なことであろう。しかし、前提となるこの区別にも、問題が隠されていることを自覚しておくことは、重要である。

条例を作る議員が法律や条例の解釈について無理解であることは、大きな問題である。しかし、問題が起こってきた背景に、「NPOの政治活動は禁止」などという誤解を許しできた市民セクターにも責任があるのではないだろうか。市民に分かりにくい特活法独自の概念を丁寧に説明し、かつ検討する努力が十分ではなかったのではないか。条例にしても、特活法の解説にしても、丁寧に問題を区分して把握し、議論していくことが重要である。

そして、本当に、重要な課題は、先の三つの論点を明確にした、その先にこそある。

公益的非営利組織の政治活動について、どのようなルールを作るべきか、を明らかにし、そしてそれを実現するという課題である。公益法人制度改革後の公益社団法人、公益財団法人、分断されている社会福祉法人、学校法人などの非営利公益セクターを含め、市民社会セクター全体のあるべき政治活動に関するルールを形成していくことが必要である。一方で、しばしば政治腐敗と結びついていた公益法人の政治献金や集票活動がある。法的には、公益法人の政治活動についての規制は、法人目的論や構成員の思想・信条や表現の自由との関係で議論されるとはいえ、明確な法規制としては、まったく存在しない¹⁰。

⁸ 同上、關之の答弁。

⁹ 辻本清美答弁（140-衆-内閣委員会-7号 平成9年5月29日）

¹⁰ これまでの公益法人制度改革前までの主に判例を中心として議論については、本稿では詳しく触れることができない。

しかし、特に公益法人制度改革後、内閣府の公益認定等委員会の公益認定及び監督において、政治活動規制の運用がどのようになされるかは、特に注目されるべきである。従来の主務官庁制度と特増法人の認定制度のもとでは、官庁の裁量を規制する基準としては「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等が末期にはできたにせよ、具体的な裁量基準はブラックボックスの中であった。しかし、法制度改革の後には、この基準は公開されるはずであるからである。

一方では、法制度における明文上の規定がないにもかかわらず、内閣府公益認定等委員会は2014年5月に少なくとも一事例において、政治上の目的と関連して日本尊厳死協会の公益認定申請を却下する答申を出した。単純に言うならば、アドボカシーは公益目的（あるいは主たる目的）としては認めない、という決定である。答申は公開されており、すでにそれに対する批判の論考も拙論を含め公開されている。内閣府公益認定等委員会「府益第460号 答申書」、2014年5月23日 をめぐる議論について、拙稿「公益認定等委員会の不認定答申について」『公益法人』公益法人協会、2014年8月号、および同号に掲載の資料、論文を参照。また、三木秀夫「日本尊厳死協会への不認定の問題点～揺らぐ公益性の判断」『公益・一般法人』全国公益法人協会、2014年10月15日号。

他方で、下記の注で触れるように、相変わらず政治献金が許容されているようであるところを見ると、全体としての法

このことは、特活法人に対する政治活動の規制とは大きな齟齬、不公平があるということである¹¹。市民活動法案として始まった特活法では、政治活動の規制が広範に存在しているが、しばしば政権与党や官僚機構との間での利益ブロックを形成してきた公益法人においては公益法人制度改革においても、明示的な政治活動制限は為されなかったのである。実際に、すでに非常に政治的な公益法人が公益認定され¹²、自民党の政治資金団体である一般社団法人国民政治協会への政治献金を行っている公益法人も存在している¹³。このような状況も踏まえて、非営利公益セクターは、統一的なセクターの政治活動の規制やあるべき姿について議論していくことが、焦眉の課題なのである。

この意味でも、さいたま市民活動サポートセンター問題をめぐる諸論点を丁寧に考えていくことは、単にさいたまの指定管理者の問題なのではなく、我々自身の課題を明確化するきわめて重要な問題となるはずなのである。

規制については、変わらないか、あるいは曖昧な状況にあるようである。その意味では、制度定着の時期であるまさに現在、この問題に関する建設的な議論を行うことの意義は非常に大きいと思われる。

¹¹ この点については、筆者も日本NPO学会大会（2015年3月）の報告で指摘した。拙稿「日本の市民社会セクターにおける政治活動規制の二重構造：その存続と変容」（関西学院大学法学部研究会発表原稿、2015年7月14日）、また、三木秀夫「非営利法人における「政治活動」—NPO への誤解と公益不認定問題」『公益・一般法人』（2015年6月15日号）を参照。

また、イギリス、アメリカなどでの、チャリティに対する政治活動規制の論理にも、基本的には、政党・選挙活動とそれ以外の政治活動（政策形成者などへのロビーイングや公衆に訴えかける運動を含む）との区別が中心であり、それ以外に副次的に、政府や行政機関への働きかけと民間企業などへの働きかけとの区別、現行法の順守の推進と現行法の改正・擁護の活動の区別などはあるが、「主義」「施策」の区別は存在しない。イングランド・ウェールズについては、拙稿「第5章 イングランド・ウェールズにおけるチャリティの政治活動規制」公益法人協会編『英国のチャリティ：その変容と日本への示唆』2015年、弘文堂、所収、参照。

¹² 2015年6月5日には、内閣府公益認定委員会は、「アパ日本再興財団」に公益認定を行った。この団体は、公益目的事業として、『勝兵塾』の企画運営、『真の近現代史観』懸賞論文制度の企画運営』を挙げている。周知のように、『真の近現代史観』懸賞論文』は、当時航空幕僚長の田母神敏雄が2008年に「第一回最優秀誠志賞」を受賞し政治問題化、本人は更迭された事件の舞台となった。完全にとりよ政治活動団体、それも「政治上の主義」の推進団体である（「事業の種類」：学術及び科学技術の振興を目的とする事業、国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業、「事業の概要：日本国民が自虐史観によって失った国に対する誇りを取り戻し、誇りある祖国である日本を成長発展させることを目的として、顕彰制度の企画運営、講演会・勉強会の企画運営及び関連書籍の出版を行う」とある）。

従来から、公益財団法人として2011年10月17日に公益認定答申を受け設立登記された「国家基本問題研究所」の活動も、注目されていた。本財団は、櫻井よし子を理事長としており、何度も全国紙に意見広告を出している。「平和に責任を持とう 今こそ改憲と国防軍の創設を」「選ぶ道は脱原発ではありません」「慰安婦 国際中傷を跳ね返せ」「拝啓菅直人首相殿卑怯者の外交では日本は潰れます」「内政干渉を押し返す気構えが国民一人ひとりに求められています」など、政治的に鮮明なメッセージをしばしば主張・広報している。選挙時の広報も積極的であり、「あなたは原発問題だけで都知事を選びますか」などは直接的である（「内政、外政に関して我が国が直面する基本問題についての調査研究」が公益目的事業である。）。

¹³ 一般財団法人国民政治協会（自民党の政治資金団体）の平成25年度分の政治資金報告書によると、公益社団法人リース事業協会（内閣府認定）300万円、公益社団法人岐阜県山林協会（岐阜県認定）10万円が、それぞれ国民政治協会に政治献金を行っている（<http://www.kokuseikyoo.or.jp/syuushi/h25.html> 2015年4月7日確認）。なお、「この収支報告は、『官報』に掲載された本協会の収支報告をそのまま掲載しています」とされている。岐阜県山林協会の方は、自治体と森林組合が会員になっているが、「友好団体」としての自民党のパーティや会合に出ていることがそのウェブページの報告書にも細かく記載されている（<<http://www.g-forestry.or.jp/outline.html>>）。このような、政治献金や特定政党との関係は、他の政党や地方レベルではどうなのかなどについて検証してみる必要がある。上記事例は決して包括的な調査の結果ではない。